

新学費分割納入制度のご案内

菅原学園では、学費の納入について、各家庭の事情に合わせた納入方法をとっていただき、学費納入の負担を軽減していただけるように、学費の分割納入制度を設けています。

学費は初年度の場合、入学時、4月末、9月末の3回での納入を2年次以降は進級時、9月末の2回での納入を原則としていますが、この制度をご利用いただくことで、1回あたりの納入額を低く抑えることができ、各家庭の経済状況に合わせた納入方法を選択していただけます。さらに、この制度を利用することによる利息、手数料等の負担は一切ありません。

既存の制度について

入学時納付金（入学金、施設設備費、教材・実習費）を、入学時に「入学金、施設設備費」、手続後60日「教材・実習費」の2回に分割納入していただき、また、前期授業料と後期授業料の合計額を4月から1月までの10回に分割（ボーナス併用制度も有ります）して納入していただく制度です。

既存の制度をご利用いただく場合は、募集要項に同封されております「学費分割納入申込書」をご利用ください。

新制度の内容

この制度は、入学時納付金をこれまでの入学時と手続後60日の2回に分割納入していただいていたものを、より分割回数を多く設定いたしました。

- a. 入学時納付金（入学金、施設設備費、教材・実習費）のうち、入学時に「入学金」を納付していただき、入学時の翌月から3月までの期間で、「施設設備費、教材・実習費」の合計額を分割納入していただきます。なお、出願・合格時期により手続開始時期は異なります。前期授業料と後期授業料の合計額を4月から1月までの10回に分割（ボーナス併用制度も有ります）して納入していただきます。
- b. 入学時納付金（入学金、施設設備費、教材・実習費）のうち、入学時に「入学金」を納付していただき、入学時手続後、12月末と3月末の2回で「施設設備費、教材・実習費」の合計額を分割して納入していただきます。前期授業料と後期授業料の合計額を4月から1月までの10回に分割（ボーナス併用制度も有ります）して納入していただきます。

新制度による学費の納入方法

入学時納付金について

入学時納付金の納入方法は、上記a・bのいずれかをお選びください。

授業料について

次のいずれかの方法を選択してください。

① 各月均等納入

② ボーナス併用分割納入

（ボーナス月の利用は2回、1回あたりの学納入額は通常月の金額に10万円）が加算されます。

以上

お問い合わせ先

学校法人菅原学園 企画広報室入学相談課

住所：仙台市青葉区本町2-11-10

フリーダイヤル：0120-329080

